(名称)

第1条 この協議会は、独立行政法人地域医療機能推進機構高岡ふしき病院地域協議会(以下「協議会」という)とし、略称を「JCHO高岡ふしき病院地域協議会」とする。

(目的)

第2条 協議会は、独立行政法人地域医療機能推進機構法第20条に基づき「JCHO高岡ふしき病院」が、同機構の目的とする地域において必要とされる医療、介護を提供する機能の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の増進に寄与する運営に努めるよう、広く利用者その他の関係者の意見を聴くために設置する。

(協議会の委員)

- 第3条 協議会は、次の委員をもって組織する。
 - 1 JCHO 高岡ふしき病院(院長、副院長、総看護師長、事務長) 4名
 - 2 行政(高岡市) 1名
 - 3 医師会(高岡市医師会) 1名
 - 4 利用者(地域代表) 1名
 - 5 その他必要に応じて学識経験者を加えることができるものとする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、発令の日から2年間とする。但し、再任を妨げない。なお、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期の残余の期間とする。 (協議会の開催)
- 第5条 協議会の開催は、臨時開催を除き毎年2回以上とする。
 - 2 協議会の議長は、JCHO 高岡ふしき病院長とする。
 - 3 協議会の開催は、少なくとも開催の1か月前までに会議の日時、場所、審議事項を委員に通知しなければならない。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、JCHO 高岡ふしき病院総務企画課におく。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月から施行する。